

令和5年度 高校生等奨学給付金のご案内

- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- ・給付金は年1回給付されます。毎年申請手続きが必要です。
- ・授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手続きが必要です。

申請資格のある方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・令和5年7月1日現在、保護者等が兵庫県内に在住している
- ・平成26年度以降に入学した生徒が、令和5年7月1日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

収入基準（以下のどちらかにあてはまる方）

- ・令和5年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- ・令和5年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯

給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	32,300円	32,300円	-
非課税世帯（第1子）	117,100円	50,500円	50,500円
非課税世帯（第2子）	143,700円		

申請期日

令和5年8月25日（金）

給付予定時期

令和5年9月～11月頃

申請書類の提出時期、受理・審査の状況によって、遅れる場合があります。

注意事項

- ・期日までに書類提出できない場合、支給決定できませんので、提出期限を厳守してください。
- ・保護者等が令和5年1月1日現在海外在住等で所得が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。

問合せ先・書類提出先

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県教育委員会事務局 財務課 学校経理・整備班

電話 078-341-7711（内線5636）

高校生等奨学給付金の申請手続きについて

通常分・県外学校

申請用紙は、兵庫県教育委員会事務局財務課のホームページから取得してください

【提出書類】 ○は必ず提出、△は該当する場合のみ提出してください

書類区分	申請区分	非課税世帯				備考
		全日制・定時制		通信制	専攻科	
		①	②			
1	高校生等奨学給付金 受給申請書	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	表裏面あります 消せない筆記具で記入してください
2	生業扶助 (高等学校等就学費) 受給証明書	○ (様式2)	—	—	—	福祉事務所に発行を依頼してください ※7月1日以降に発行されたもの(7月1日現在の受給が確認できるもの) ※福祉事務所の所定の証明書で代用可
3	個人番号カードの写し等又は 令和5年度 課税・非課税証明書	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○	【個人番号カードの写し等の場合】(専攻科以外) ・6月中旬頃に降市区町村で発行されます ・様式4に個人番号カードの写し等を貼り付けて提出 ・マイナンバーによる税情報確認を希望される方で、 以前に、高校生等奨学給付金の申請のために 個人番号カードの写し等を提出したことがない場合 (課税証明書等の場合) ・6月中旬頃に降市区町村で発行されます ・令和5年度(特別徴収税額決定・変更通知書)又は「納税通知書」で代用可 ・高等学校等就学支費金の申請で使用した証明書のコピー可 ・保護者等全員分(控除対象配偶者も含む)が必要です
4	個人番号カード(写) 等貼付台紙	△ (様式4)	△ (様式4)	△ (様式4)	—	個人番号カードの写し等を初めて提出する場合
5	生徒本人の健康保険証の写し	○ (様式13)	○ (様式13)	○ (様式13)	○ (様式13)	健康保険証の被保険者番号・記号部分をマスキングしてください
6	兄弟姉妹の健康保険証の写し	—	○ (様式13)	—	—	健康保険証の被保険者番号・記号部分をマスキングしてください
7	兄弟姉妹の受給申請書の写し	—	—	△	—	兄弟姉妹も給付金を申請しており、生徒本人を第2子として申請する場合
8	在学証明書	○ (様式3)	○ (様式3)	○ (様式3)	○ (様式3)	令和5年7月1日以降に発行されたもの ・学校指定様式を使用する場合は様式3の内容が確認できるもの
9	個人対象要件証明書	—	—	—	○ (様式3-2)	令和5年7月1日以降に発行されたもの
10	世帯全員の住民票記載事項証明書	○	○	○	○	令和5年7月1日以降に発行されたもの
11	委任状	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	・学校に給付金を代理受領してもらおうことで、保護者等が負担する学校徴収金との 相殺を希望する場合

※2 上記の書類以外にも、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

【提出期限】 令和5年8月25日(金)

期限を厳守してください。

【提出・連絡先】

兵庫県教育委員会事務局財務課

〒650-8567 神戸中央区下山手通5-10-1

TEL078-341-7711 (内線5636)

家計急変分

令和5年度 高校生等奨学給付金（家計急変支援）のご案内

- ・保護者が失職するなど、家計急変により収入が減少し低所得となった世帯に対する支援制度が設けられました。
- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- ・給付金は年1回給付されます。通常分の高校生等奨学給付金と両方の申請はできません。
- ・授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手続が必要です。

申請資格のある方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・申請日現在、保護者等が兵庫県内に在住している
- ・平成26年度以降に入学した生徒が、申請日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない
- ・申請日現在、生活保護（生業扶助）を受給していない
- ・令和5年度の保護者全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯でない

収入基準

家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯

（提出書類をもとに、家計急変後1年間の収入見込額を推計します）

2人世帯	2,044,000円未満 寡婦（夫）の場合	5人世帯	3,214,286円未満
3人世帯	2,214,286円未満	6人世帯	3,700,000円未満
4人世帯	2,714,286円未満	7人世帯	4,137,500円未満

※控除対象配偶者を含む保護者等全員の収入見込額を合計します。

※退職金、雇用保険の基本手当（求職者給付）は、収入見込額に含めません。

※この場合の収入とは、会社員等の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額を言います。

【収入見込額の算定期間について】

家計急変の事由発生日が

- ・令和4年1月2日以降令和5年3月1日以前→令和5年1月～12月の収入実績及び見込額により算定
- ・令和5年3月2日以降7月1日以前→令和5年7月以後1年間の収入見込額により算定
- ・令和5年7月2日以降→事由発生日以後1年間の収入見込額により算定

※給与支払見込証明書または収入申告書については、上記算定期間の収入実績・見込額が確認できるよう記入してください。

給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

- ・7月1日以前に家計が急変し、8月25日までに書類提出した場合

	全日制・定時制	通信制・専攻科
非課税世帯（第1子）	117,100円	50,500円
非課税世帯（第2子）	143,700円	

- ・7月2日以降に家計が急変し申請した場合、及び8月25日以降に書類提出した場合
申請した月の翌月（申請日が月の初日の場合は申請した月）以降の月数に応じた額

【例】9月2日に申請した場合（全日制・第1子）

$$117,100 \text{円} \times 6 \text{月} (10 \sim 3 \text{月}) / 12 \text{月} = 58,550 \text{円}$$

申請期日

7月1日以前に家計急変が発生した場合 令和5年8月25日(金)

7月2日以降に家計急変が発生した場合 令和6年2月29日(木)※

※給付額は原則、申請書の提出のあった日の属する月の翌月(申請書の提出のあった日が月の初日である場合は、申請書の提出のあった月)以降の月数に応じて算定した額となりますので、7月2日以降に家計急変した場合は、すみやかに申請書を提出してください。

注意事項

家計急変に該当しない離職(定年退職)や、明らかな家計急変事由や収入減少が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。

問合せ先・書類提出先

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県教育委員会事務局 財務課 学校経理・整備班

電話 078-341-7711(内線5636)

高校生等奨学給付金の申請手続きについて

家計急変分・県外学校

申請用紙は、兵庫県教育委員会事務局財務課のホームページから取得してください

【提出書類】 ○は必ず提出、△は該当する場合のみ提出してください

書類区分	申請区分			備考
	非課税世帯			
	全日制・定時制 第1号	通制制 第2号	専攻科	
1 高校生等奨学給付金 受給申請書	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	表裏両面あります 消せない筆記具で記入してください
2 個人番号カードの写し等又は 令和5年度 課税・非課税証明書	○ (様式1)	○ ※1	○	【個人番号カードの写し等の場合】(専攻科以外) ・様式4に個人番号カードの写し等を貼付して提出 ・マイナンバーによる税情報照会を希望される方で、 以前に、高校生等奨学給付金の申請のために 個人番号カードの写し等を提出したことがない場合 【課税証明書等の場合】 ・6月中旬頃以降市区町村で発行されます ・令和5年度「特別徴収税額決定・変更通知書」又は「納税通知書」で代用可 ・「高等学校等就学支援金」の申請で利用した証明書のコピー可 ・保護者等全員分(控除対象配偶者も含む)が必要です
3 個人番号カード(写)等貼付台紙	△ (様式4)	△ (様式4)	-	個人番号カードの写し等を初めて提出する場合
4 家計急変についての申立書	○ (様式10)	○ (様式12)	○ (様式12)	離職票や解雇通知書、廃業等届出などを添付してください。
5 家計急変事由や収入状況の確認書類	○	○	○	保護者等全員の収入状況確認書類が必要です
6 世帯全員の健康保険証の写し	○ (様式3)	○ (様式13)	○ (様式13)	健康保険証の被保険者番号・記号部分をマスキングしてください
7 兄弟姉妹の受給申請書の写し	○	△	-	兄弟姉妹も給付金を申請しており、生徒本人を第2子として申請する場合
8 在学証明書	○ (様式8)	○ (様式3)	○ (様式3)	令和5年7月1日以降に発行されたもの 学校指定様式を使用する場合は様式3の内容が確認できるもの
9 個人対象要件証明書	-	-	○ (様式3-2)	令和5年7月1日以降に発行されたもの
10 世帯全員の住民票記載事項証明書	○	○	○	令和5年7月1日以降に発行されたもの
11 委任状	△ (様式11)	△ (様式7)	△ (様式7)	学校に給付金を代理受領してもらうことで、保護者等が負担する学校徴収金との 相殺を希望する場合

※2 上記の書類以外にも、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

【提出期限】 7月1日以前に家計急変が発生した場合 令和5年8月25日(金) 期限を厳守してください。
7月2日以降に家計急変が発生した場合 令和6年2月29日(木) ※
※給付額は原則、申請書の提出のあった日の属する月の翌月(申請書の提出のあった日が月の初日である場合は、申請書の提出のあった
月)以降の月数に応じて算定した額となりますので、7月2日以降に家計急変した場合は、すみやかに申請書を提出してください。

【提出・連絡先】 兵庫県教育委員会事務局財務課 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 Ⅸ078-341-7711 (内線5636)

高校生等奨学給付金の申請に必要なマイナンバーの提出について

兵庫県教育委員会では、高校生等奨学給付金の認定にあたり、マイナンバーを利用して税情報の確認等を行います。

マイナンバーを提出して認定を受けることにより、次回以降の申請の際、原則として課税証明書等の提出が不要となります。

申請に際して、マイナンバーによる税情報確認を希望される方は、下記のとおり提出をお願いします。

○提出していただく方

高校生等奨学給付金の申請（税情報の確認）を希望する生徒で、非課税世帯の保護者等

- ・親権者（基準日時時点で生徒が成人に達している場合は主たる生計維持者）がいる場合
親権者全員分（2名の場合は、控除対象配偶者を含む両方とも）
- ・親権者がいない場合

未成年後見人、または生徒の生計をその収入により維持している者、または生徒本人

※高校生等奨学給付金の申請のために以前に提出されている場合は、再度の提出は不要です。

※兄弟姉妹がいる場合は、それぞれで提出してください。（片方の省略不可）

※生活保護（生業扶助）受給世帯については、マイナンバーによる税情報の照会は行いませんので、生活保護（生業扶助）受給証明書のご提出をお願いします。

※高等学校専攻科は、マイナンバーによる税情報の照会は行いませんので、課税証明書等のご提出をお願いします。

○提出するもの

①個人番号カード（写）貼付台紙…記入例を参考に太枠の箇所に記入してください

②下記のうちいずれか一つ

- ・個人番号カードの写し……①に貼付けてください
- ・個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ・個人番号通知カードの写し…①に貼付けてください

※通知カードの記載事項に変更がない場合、又は令和2年5月25日以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、通知カードの写しを添付することができます。

※上記マイナンバー及び他の申請書類一式を、封筒に入れて厳封の上、兵庫県教育委員会事務局財務課まで郵送してください。

○その他留意事項

- ・マイナンバーを提出された場合でも、税の申告状況によっては、後日課税証明書等の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
- ・申請しない場合や、マイナンバーによる税情報の確認を希望されない場合は、提出不要です。

- 奨学給付金の支給事務では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に掲げられた法定事務として、マイナンバーを利用します。取得したマイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、奨学給付金の支給事務に利用します。
- 兵庫県教育委員会では、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を保護するため、運用ルールを定めるとともに、職員研修等を行い、適切なセキュリティ確保体制をとっています。また、提出いただいたマイナンバーについては適切な保管・管理を徹底してまいります。

マイナンバーによる申請にあたっては、
あらかじめ税の申告をお願いします

無職無収入などの理由で税申告をされていない保護者の方については、マイナンバーによる税情報の確認ができず、認定遅れ等の原因になりますので、なるべく早く、令和5年1月1日に住民票登録をされていた市区町村の窓口で、税の申告手続き（収入がない旨の申告）を行ってください。

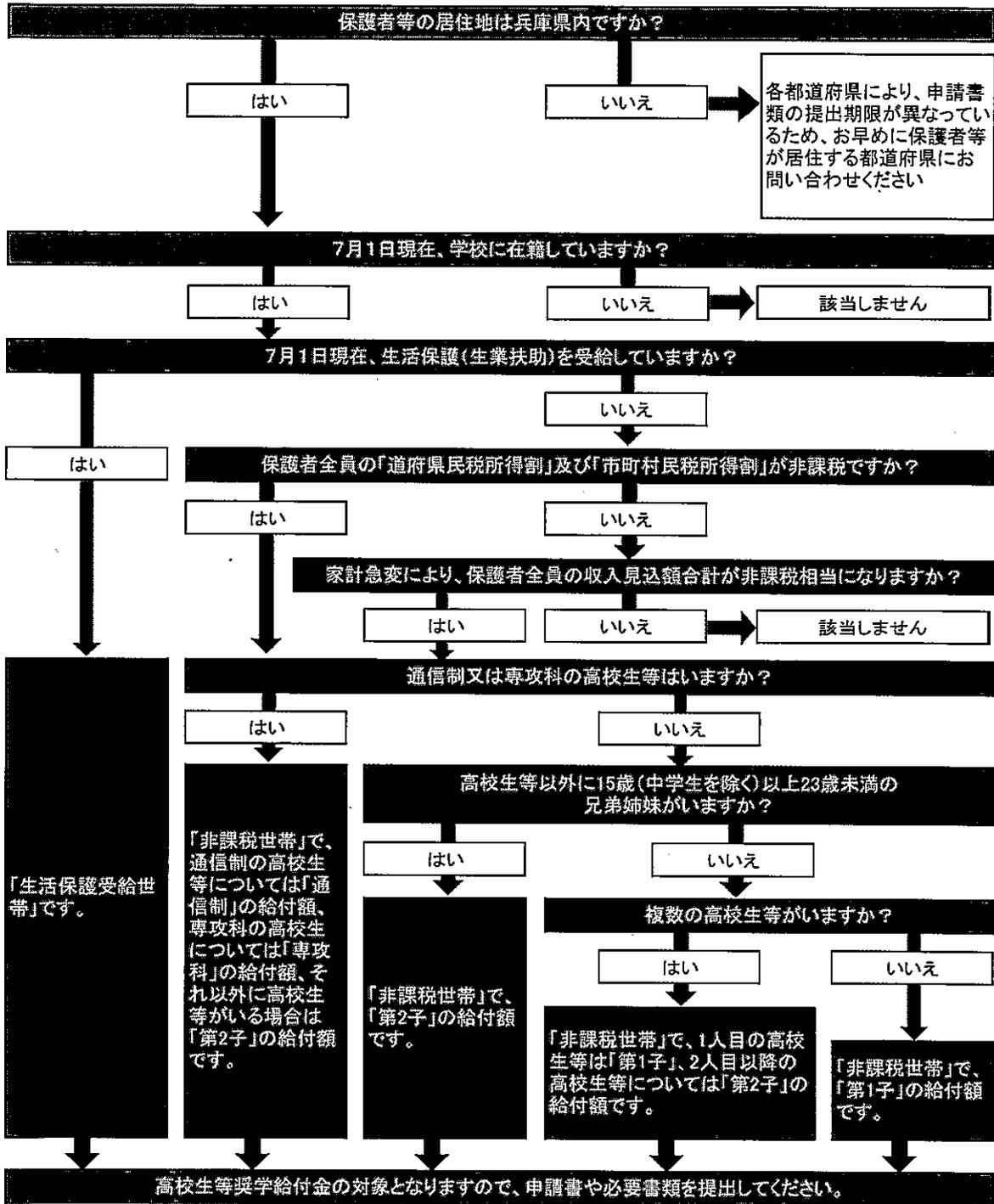
高校生等奨学給付金の認定においては、保護者等全員が非課税であることを確認する必要があることから、控除対象配偶者の方であっても税の申告手続きが必要です。

ただし、生活保護（生業扶助）受給世帯及び高等学校専攻科については、マイナンバーによる税情報確認を行いませんので、マイナンバーの提出は必要ありません。

税申告の手続きに関するお問い合わせは、各自治体の税担当課へお願いいたします。

【7月1日時点認定】

高校生等奨学給付金 対象確認シート



給付額について(年額)

	全日制・定時制		通信制		専攻科	
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
生活保護受給世帯	32,300円	52,600円	32,300円	52,600円	—	—
非課税世帯(第1子)	117,100円	137,600円	50,500円	52,100円	50,500円	52,100円
非課税世帯(第2子)	143,700円	152,000円			50,500円	52,100円

※第1子、第2子は必ずしも年齢順にする必要はありません。

※7月2日以降に家計が急変し、申請した場合は、申請した月の翌月(申請日が月の初日の場合は申請した月)以降の月数に応じて算定した額となります。(上記の年額より少ない額になります。)

高校生等奨学給付金 Q&A

Q1 対象となる高校生等とは？

- A1 次にあげる学校に通う生徒のことを、「高校生等」と呼びます。
- ・国公立の高等学校
 - ・高等専門学校(1～3学年)
 - ・中等教育学校後期課程
 - ・専修学校(高等課程)
 - ・国家資格養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち、国家資格者養成課程の指定を受けたもの
 - ・各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(告示で指定)

Q2 道府県民税・市町村民税所得割額とは何ですか？

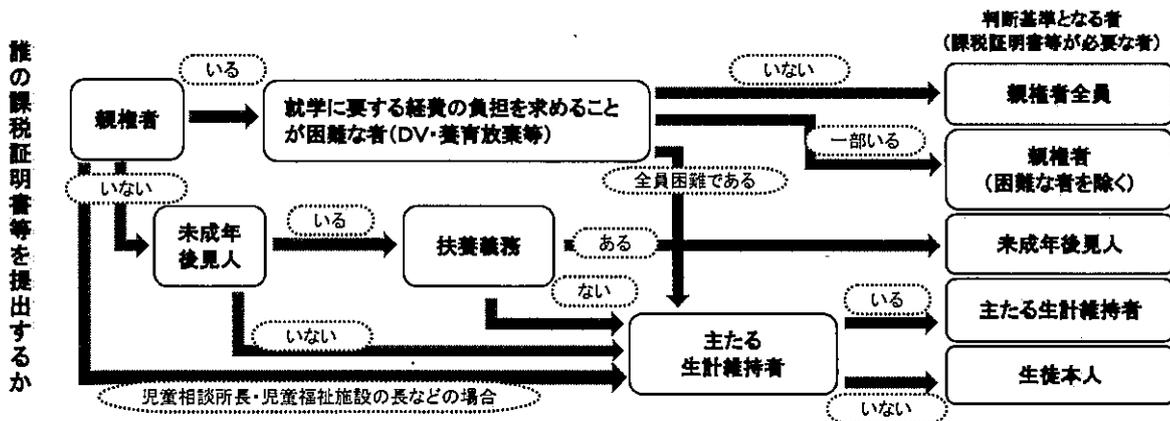
A2 道府県民税・市町村民税所得割額とは、道府県民税・市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。

- ◆道府県民税・市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。
- 課税証明書(市町村役場で発行)
 - 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」
(勤務先を通じて6月頃に配布されます。大切に保管してください。)
 - 住民税納税通知書(自営業の場合に市町村から送付)

	所得割額	均等割額
市民税	0円	0円
県民税	0円	0円

Q3 個人番号カードの写し等又は、課税証明書等は同居している祖父母等の分も必要ですか？

- A3 原則として、親権者の道府県民税・市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等のものは不要です。親権者が父母の場合は、父母2名分を提出してください。
※控除対象配偶者である等の理由により所得の申告を行っていない場合は、所得確認ができないため、市町村役場にて申告をしてください。



Q4 申請したら必ず全員に支給されますか？

A4 収入基準を満たし、かつ申請書類に不備がなく、審査の結果、支給対象と決定された場合に支給されます。

Q5 父親が海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合(所得確認ができない場合)は支給対象外です。

Q6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A6 基準日である7月1日現在(※)で、年度末まで休学の場合は対象外です。
7月2日以降に復学が認められる場合は、給付金の対象となります。学校へお問合せください。

※ 7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日現在が、基準日となります。

Q7 給付金を受給した後に退学した場合は、返還する必要がありますか？

A7 給付金は基準日(7月1日)(※)時点で判断します。
そのため、基準日以降の世帯状況の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

※ 7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日現在が、基準日となります。

Q8 生徒は兵庫県内の学校に在学しており、保護者は県外に住んでいます。兵庫県に申請できますか？

A8 いいえ。給付金の申請は保護者等の住所のある都道府県に対して行います。
申請手続の詳細については、お住まいの都道府県にお問合せください。